

倉吉市地域学校委員会の実際

倉吉市教育委員会

ねらい

地域学校委員会は、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、共に児童生徒の豊かな学びと育ちの創造を目指すものとする。

地域学校委員会

会長（会務の総理） **副会長**（会長の補佐・代理） **事務局長**（事業の遂行及び会計）

① 地域学校委員会の委員は、校長が地域と協議した上で推薦し、教育委員会が委嘱する。

- ・自治公民館・地区公民館・関係機関・青少年団体等の代表者や関係者、保護者、民生児童委員、地域コーディネーター、保護司、社会教育委員、学識経験者など。
- ・任期は1年間。再任可。人数は、校長と協議し市教委が定める。

② 委員は守秘義務を有し、その地位を利用しての営利行為、政治・宗教活動等を禁止する。

③ 委員の報酬及び費用弁償については、支給しない。

